

名鉄バスをご利用のお客さまへ

運賃改定に伴う定期乗車券と回数乗車券等のお取り扱いについて

日頃より、名鉄バスをご利用いただきましてありがとうございます。
名鉄バスでは2023年10月1日(日)に一般路線バス等の運賃改定を実施いたします。改定に伴う定期乗車券と回数乗車券のお取り扱いについては以下のとおりとなります。

1. 定期券の利用・購入について

(1)既に10月1日(日)を跨ぐ定期券をお持ちのお客さまへ

- ◆既に10月1日(日)以降の有効期限の定期券をお持ちのお客さまは、券面記載の有効期限内までご利用いただけます。
※差額をお支払いいただく必要はございません。

(2)新規で定期券を購入されるお客さまへ

- ◆10月1日(日)以降の有効開始の定期券を9月17日(日)～9月30日(土)の間で、新規購入されるお客さまは、現行の定期運賃額で発売いたします。
- ◆定期券の有効期限が10月1日(日)を跨ぐ定期券を新規購入されるお客さまは、現行の定期運賃額で発売いたします。
- ◆10月1日(日)以降に定期券を新規購入されるお客さまは改定後の定期券運賃額で発売いたします。

(3)継続で定期券を購入されるお客さまへ

- ◆10月1日(日)以降の有効開始の定期券を9月17日(日)～9月30日(土)の間で、継続購入されるお客さまは、現行の定期運賃額で発売いたします。

(4)定期券の払いもどしについて

- ◆現行の定期券運賃額、改定後の定期券運賃額の払いもどし方法は同じです。
券面記載金額－(※券面区間往復普通運賃×経過日数)－手数料520円
※購入した時点の普通運賃

(5)環境定期制度の廃止について

名鉄バスの定期券を土曜・休日に区間外で利用した場合に、1乗車100円（小児50円）でご乗車いただける制度に関しましては、2023年9月30日（土）をもって廃止とさせていただきます。

2. 回数券の利用・購入について

(1)既に回数券をお持ちのお客さまへ

◆回数乗車券の券面表示が「○○○⇄○○○」（停留所名のみ記載）の場合、10月1日（日）以降もそのままご利用いただけます。

※差額をお支払いいただく必要はございません。

◆回数乗車券の券面表示が「○○○円区間」（金額表示）の場合、10月1日（日）以降は改定後の普通運賃との差額を別途現金でお支払いいただく必要があります。

※ICカードでの差額精算はできません。

(2)新たに回数券をお買い求めのお客さまへ

◆改定後の回数券については、2023年10月1日（日）から発売を開始いたします。

(3)回数券の払いもどしについて

◆現行の回数旅客運賃額、改定後の回数旅客運賃額の払いもどし方法は同じです。

既に支払われた回数旅客運賃額－（使用済枚数×普通運賃）－手数料210円

3. その他

・再発行及び払いもどし手数料の改定は実施しません。

・明治村パック以外の企画乗車券（ナガシマリゾート等）の運賃改定は2023年10月1日（日）時点では実施しません。

以上